

平成 25 年 12 月 11 日  
建築・都市整備・道路委員会資料  
都市整備局

## 市第 79 号議案 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

魅力ある都市景観の創造を推進する上で特に重要な歴史的建造物について、歴史的景観の保全と賑わいの創出等による持続的な保存活用の推進を目的として、「特定景観形成歴史的建造物制度」を新設するため、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」の一部を改正します。

### 2 特定景観形成歴史的建造物制度の概要

歴史的建造物は、現在の建築基準法に適合せず、用途変更を伴う大規模な改修などを行おうとすると、建築基準法への適合が課題となる場合が多くみられます。本制度は、建築基準法第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、「条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であって、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの」について建築基準法の適用除外を可能とすることで、歴史的建造物の保全と利活用を推進するものです。

この制度を活用することで、歴史的建造物の魅力を生かして、文化・観光施設や飲食店など都市の魅力向上や活力創出に資する施設への利活用が可能となります。

### 3 改正の概要

- ・市長は、市内の歴史的建造物であって魅力ある都市景観の創造を推進する上で特に重要なものを「特定景観形成歴史的建造物」に指定します。(第 14 条の 2)
- ・市長は指定した建造物について所有者と協議のうえ保存及び活用の促進に関する計画(保存活用計画)を策定します。(第 14 条の 4)
- ・所有者は保存活用計画に基づき建造物の維持管理を行うとともに、建造物の現状変更等を行う場合は事前に市長の許可を得る必要があります。市長の許可なく建造物の現状変更等を行った者には罰金が科されます。(第 14 条の 5、第 14 条の 6、第 23 条)
- ・「特定景観形成歴史的建造物」の指定、解除及び保存活用計画の策定に際して横浜市都市美対策審議会の意見を聴くため、横浜市都市美対策審議会条例で定める所掌事務に建造物の指定、解除及び保存活用計画の策定に関する意見聴取を追加します。(附則)

### 4 施行予定日

条例の公布後に規則や要綱等の整備、周知等を行い、平成 26 年 7 月 1 日の施行を予定しています。

(参考)

## 建築基準法【抜粋】

(適用の除外)

第三条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によって国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
- 二 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によって重要美術品等として認定された建築物
- 三 文化財保護法第八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの

### 特定景観形成歴史的建造物指定の流れ

